

西東京市耐震改修促進計画の概要

計画策定の背景

- 平成 7年 阪神・淡路大震災
【国】 耐震改修促進法制定
- 平成 16年 新潟県中越地震
【国】 耐震改修促進法改正（都道府県計画策定の義務化、市区町村計画策定の努力義務化）
- 平成 17年 東京都耐震改修促進計画策定
- 平成 19年 西東京市耐震改修促進計画策定
- 平成 20年 東日本大震災
【国】 耐震改修促進法改正（一部建築物の耐震診断実施・報告を義務付け）
- 平成 25年 耐震改修促進計画改定
- 平成 28年 大阪府北部地震
【国】 耐震改修促進法施行令等改正（建物に附属する組積造の塀が耐震診断義務付け建築物に追加）
- 平成 31年 耐震改修促進計画改定（2か年で改定）
- 令和元年～

対象区域 対象建築物

◆ 対象区域
西東京市内全域

- ◆ 対象建築物（※下線は耐震診断義務付け建築物）
- ・住宅（戸建住宅、共同住宅）
 - ・民間特定建築物（特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物）
 - ・緊急輸送道路沿道建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物）
 - ・ブロック塀等（通行障害建築物となる組積造の塀^{*}、その他の組積造の塀と万年塀（避難路^{**}沿道の安全対策が必要と思われるもの））
 - ・公共建築物（防災上重要な公共建築物、その他の公共建築物（木造以外で延べ面積 200 m²超））

計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。なお、おおむね3年を目途に検証し、必要に応じて計画改定を行う。

総合的な施策の展開

- ① 普及啓発
- ・防災意識の啓発、情報提供の充実・相談体制の整備、安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例の普及、専門技術者の紹介・技術力向上、東京都耐震マーク表示制度による耐震化の促進、耐震改修に係る税制優遇措置の周知
- ② 耐震化に対する支援策
- ・木造住宅（耐震無料相談、耐震診断助成、耐震改修等助成、耐震シェルター等設置助成）、分譲マンション（耐震アドバイザー派遣、耐震診断助成、補強設計・耐震改修等助成）、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成、ブロック塀等安全対策促進助成
- ③ 耐震化と関連する総合的な安全対策の推進
- ・落下物防止対策、大規模空間の天井落下防止対策、屋外広告物等の脱落等防止対策、ブロック塀等倒壊防止対策、家具類転倒防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エレベーター及びエスカレーターの落下防止対策、かけ崩れ・擁壁の安全化対策、緊急啓開道路の指定、道路の無電柱化、橋りょうの耐震化、木造住宅密集地域の解消に併せた耐震化

耐震化の現状・目標

種別	現状	目標
① 住宅	93.6%（令和元年度末時点）	おおむね解消（令和7年度）
② 民間特定建築物	89.0%（令和2年12月末時点）	95%（令和7年度）
③ 特定緊急輸送道路沿道建築物	65.1%（令和2年12月末時点）	100%（令和7年度） ※ I s 値0.3未満相当はできるだけ早期に解消
④ ブロック塀等（避難路 [*] のうち、通学路沿道）	13箇所、約460m（令和2年10月末時点）	できるだけ早期に解消

耐震改修促進計画改定のポイント

① 現状を踏まえた目標の設定

- ・現計画における目標の達成状況や各種施策の実施状況等を踏まえ、今後の目標や取組施策等を定めた。

② 耐震改修促進法施行令等の改正内容の反映

- ・現計画改定（平成28年3月）後の平成30年11月に耐震改修促進法施行令等の改正が行われたことを踏まえ、「通行障害建築物となる組積造の塀^{*}」を本計画の対象建築物に追加した。

③ 上位・関連計画等との整合

- ・「東京都耐震改修促進計画」において、令和元年度末の一部改定では「特定緊急輸送道路沿道建築物」「組積造の塀」について、令和2年度末の改定では「住宅」「特定建築物」等について新たな方針が示されたことを踏まえ、耐震化の目標設定の考え方等について整合を図った。
- ・「西東京市公共施設等総合管理計画」を平成28年9月に策定し、「西東京市地域防災計画」を平成31年3月に修正したことを踏まえ、公共建築物の耐震化の取組状況等について整合を図った。

④ 住宅の耐震化率の算出・推計方法の見直し

- ・「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ（令和2年5月 国土交通省）」より示された算出・推計方法を踏まえ、直近の統計データに基づき、耐震化率の算出・推計を行った。

⑤ これまでの取組の検証と、その結果に基づく今後の方向性の見直し

- ・これまでの取組の実績を検証するとともに、課題及び要因を抽出したうえで、今後の取組の方向性について取りまとめ、本計画に記載する施策に反映した。

*通行障害建築物となる組積造の塀 … 特定緊急輸送道路に接する建築物に附属する一定長さ・高さを超える組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。

**避難路 … 市内各小学校が定める通学路のほか、児童・生徒が学校等の指定避難所に至るまでの経路をいう。